

27 消防団員に対する退職報償金の充実について

中山間地域などにおける消防団員確保のため、退職報償金を充実すること。

【背景理由等】

近年、局地的な豪雨、台風による災害が頻発し、また、南海トラフ地震の発生確率が次第に高まっている中で、住民の生命や財産を守る地域防災力の充実と、その要である消防団員の確保は喫緊かつ重要な課題となっています。

一方、少子高齢化や他の市町村への通勤者の増加などにより、消防団員は近年減少傾向にあり、特に中山間地域など若者が減少している地域では、消防団員数の維持、確保が厳しい状況となっています。

こうした状況を受けて、平成25年12月には、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について国及び地方公共団体が必要な措置を講じることを義務付けた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されるとともに、消防団の退職報償金の一律引き上げが図られたところです。

しかし、若者が少ない中山間地域では現在も新たな団員の確保が厳しい状況であるため、在職年数の長い団員に引き続き活動してもらう必要があることから、さらなる対応が必要です。

【具体的な提言事項】

（１）退職報償金制度の見直し及び地方交付税の基準財政需要額の見直し

消防団員確保のための退職報償金制度について、勤務年数の長い団員が引き続き勤務したいと思えるよう「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に基づき政令で定める支給額表の見直しを図り、現在最高額の区分「勤務年数最高35年以上」に、35年以上40年未満、最高40年以上の区分を新たに設けること。

また、その際には、市町村の財政負担が増加しないよう地方交付税の基準財政需要額の見直しも行うこと。